

令和6年9月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 令和6年9月13日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について
- 日程第2 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について
- 日程第3 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第4 議案第52号 市道路線の認定について
- 日程第5 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第55号 工事請負契約の変更について
- 日程第7 議案第56号 財産の取得について（追認）
議案第57号 財産の取得について（追認）
議案第58号 財産の取得について（追認）
- 日程第8 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
- 日程第9 議案第61号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第62号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）
議案第63号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）
議案第64号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
議案第65号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第10 議案第53号 令和5年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
認定第1号 令和5年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和5年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和5年度高浜市水道事業会計決算認定について
認定第8号 令和5年度高浜市下水道事業会計決算認定について
- 日程第11 決算特別委員会の設置

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1 番	橋 本 友 樹	2 番	荒 川 義 孝
3 番	神 谷 直 子	4 番	杉 浦 康 憲
5 番	野々山 啓	6 番	今 原 ゆかり
7 番	福 岡 里 香	8 番	岡 田 公 作
9 番	長谷川 広 昌	10番	北 川 広 人
11番	鈴 木 勝 彦	12番	柴 口 征 寛
13番	倉 田 利 奈	14番	黒 川 美 克

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榑 原 雅 彦
I C T推進グループリーダー	平 川 亮 二
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	本 多 征 樹
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	神 谷 直 子
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
地域福祉グループ主幹	角 谷 権
健康推進グループリーダー	中 川 幸 紀
こども未来部長	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦

土木グループリーダー	清 水 健
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	芝 田 啓 二
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
監 査 委 員 事 務 局 長	加 藤 直
代 表 監 査 委 員	伴 野 義 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

なお、質問者及び答弁者においては、質疑、答弁は議題外に及ばないよう、簡潔なる質疑、答弁に御協力をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより本日の日程に入ります。

日程第1 議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、議案第49号 高浜市住民投票条例の一部改正について、第22条のただし書中で、「不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるもの」、これについてちょっと抽象的過ぎるものですから、具体的にどういったことが当てはまるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 第22条の追加した文言がちょっと不明確だということですけども、例えば早朝、深夜など時間を問わず、またどのような時間であっても、大音量で呼びかけを行うことによって、市民の平穏な生活環境を侵害するということを行ってはならないという意味でご

ございます。なお、県内の他市町村でも同様の規定がございます。よろしくお願いします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今のお話ですと、時間を問わず大音量でということなんですけれども、この大音量についても何か細かい規定とかあるのかなのか。

それから、今のお話ですと、どちらかという市民の平穏な生活環境が侵害されるものに当たるのかなと思うんですけれども、「不当に干渉され」という部分についてはちょっと御説明がないのかなと思いますので、そちらについてもよく分からないので教えてください。

○議長（杉浦康憲） すみません、今の質疑ですが、今のは一部改正に該当しないということなので、今回の一部改正の案についての質疑のほうでお願いいたします。

ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 「不当に干渉され」という部分については前回は書かれておりますけれども、今回改正部分ということでそちらも示されていますので、こちら分かりませんので、ぜひ教えてください。

○議長（杉浦康憲） こちらの部分ですが、こちらは以前と変わっておりません。改正部分ではありませんので、質疑のほうを変えていただきたいと思います。

ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案については、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 議案第50号 高浜市税条例の一部改正について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 先ほどの大音量についても御答弁がなかったので、非常に残念ですので、きちんと一つ一つ答弁をお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 質疑をお願いいたします。

○13番（倉田利奈） まず1点目といたしまして、NPO法人のりのりフットワーク、これを所管している部署がちょっとよく分からないので、多分福祉部か企画部かどちらかになるのかなと思うので、まずその確認をしたいのと、あと変更前の所在地というのが、高浜市二池町一丁目8番地5、これは現在の南部ふれあいプラザという市有地となっているんですね。これはそもそも誰が市有地をのりのりフットワークの主たる事務所に登録する許可を出していたのかお聞きし

たいと思います。また、市有地に置けるということにした理由についてもお聞かせください。

それから、それが主たる事務所が市有地ですよという届けられたというのがいつであったかも、これ確認したいと思います。

それから今回、なぜこのタイミングで所在地を変更することになったのか理由をお聞かせいただきたいのと、その経緯を確認したいと思っております。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） NPO法人の所管はどこかということで、まず1点目の御質問をいただきましたが、これについてはそれぞれ事案があった時点のたびにそれぞれの所管が対応していくということになります。今回の議案は所在地が変わったという議案でございます。これにつきましては、法務局への所在地変更の届出が出されまして、それが認められて今回申請に至ったということであります。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えします。今回の条例改正について上程した経緯ですが、税務グループへのりのりフットワークから主たる事務所の所在地を変更した旨の届出書が提出されたことにより、改正に至ったところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） それは多分税務グループが確認されたと思うんですけども、それが法務局への変更がされたのがいつであったのかについてもお聞かせいただきたいと思います。これはさっきの質疑の中に入っておりますので、答弁漏れとなっておりますのでお答えください。

先ほど、企画部長の事案があった場合というのがよく分からないんですけども、NPO法人については市がしっかりここを指定管理で管理していただいているところですので、きちんと管理していかなくちゃいけないと思うんですけども、それがどこになっているのか、その事案があった場合というのがよく分からないので、その部分についてもお聞かせいただきたいと思います。

それから今回、公共のいわゆる市の市有地ではなくなるということなんですけれども、これまで市有地であったということに私は非常に驚愕しているんですけども、この点について私非常に問題があったかと思うんですが、そのあたりのお考えについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） まず事案があった場合というところでありますけれども、例えば社会福祉法人でありますと、これは福祉部さんのほうでいろいろと御相談を受けることになると思いますが、NPO法人におきましてはどこということではなくて、どういったことの事業をするかということで、それぞれ担当の部、グループに御相談を受けて、それに対して対応していくとい

うものでございます。

今回の議案については所在地が変更になったという改正です。これにつきましては、先ほど私が答弁で申し上げましたとおり、法務局のほうへ申請があったということでそれが認められた、そのことによって今回議案を提出したというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） それではお答えします。法人の登記の年月日につきましては、令和6年6月5日というふうに確認を取っております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本議案については、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託をいたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正についてを総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、議案第51号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、お聞きします。

この改正は今、被保険者証が廃止されるということに伴った、滞納者があったときに、被保険者証の返還を求められたときに返還しない場合の罰則が削除されるものというふうに、先日説明があったと思います。これはマイナ保険証になると、滞納等があった場合でも今後被保険者証の返還を求めることができなくなると思うんですけれども、滞納を続けている方への対応は今後どうなるのかということが1問目。

それから2問目として、高浜市としてはどのぐらい滞納期間があった場合に被保険者証の返還を求めるのかということで、これまでどういう規定になっていたのか。それから、被保険者証の返還を求めた件数についてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 議案の範疇で答えていただければ結構です。

市民窓口グループ。

○市民窓口G（神谷直子） マイナ保険証をお持ちの方の滞納されている方の対応というのは、今現在検討しているところでございます。

滞納金がどれぐらいあって返還命令を出すのかと、返還を求めた件数でございますが、特に決

まりはございません。また、返還を求めた件数も過去に特に把握はしていなかったかと思われます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） マイナ保険証になって滞納があった場合どうなるのかということでございますが、現在は短期保険証を発行する、あるいは特別療養費を支給するといひまして、医療機関で全てお支払いいただいて、後にその一部を給付するという、この2通りのやり方があります。

短期保険証というのは、納税相談とかをやりながら短期で保険証を更新していくということなのでございますが、今度マイナ保険証に移行しますと、短期保険証の発行ができなくなりますので、今後の対応については特別療養費、いわゆる全て医療機関でお支払いいただいて後に精算するという、今でもある方式のその選択しかできなくなるということでございます。

基本的に滞納期間が1年ということでございますが、特別の事情ということがかなり難しい面がありまして、生活に困っている方に対してはそんなことはできないものですから、それぞれの事情に応じて対応していくと。今、資格証明書というのを発行しておるんですが、その資格証明書の発行は現在高浜市では行っていない。過去にあったとは少しお聞きしたこともありますけれども、最近では全て短期保険証で対応しているという状況でございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、短期保険証をどれぐらい発行されているかということについてと、あと今、マイナ保険証だと、短期保険証が今後発行できなくなるという御説明があったんですけれども、そうなった場合一度全て10分の10を医療機関で払わないといけなくて、後から給付があるという御説明だったかと思ひます。

そうすると、やはりなかなか生活が厳しくなってしまう方、10分の10を払うことが難しい、特に何かちょっと高額な検査とかすると、あっという間に何万円という単位で支払わなきゃいけなくなっちゃうんですね。そうすると、これについてはやはりそういった低所得者の方については、条例改正がされると今後すごく不利というか大変なことになるかと思うんですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 短期保険証の件につきましては、主要成果のほうに載っておるんですが、今現在は235世帯に発行している状況でございますが、先ほど言ひました特別療養費、要は10分の10を払っていただくという対応は非常に細やかな、繊細な対応が求められるというふうに思ひておりまして、その人の状況をしっかりと我々も把握して、今までこういった対応をしたことがないものですから安易にやるのではなくて、やはり細かく本当に、例えばお金をお持ちなのに保険料を払ってくださっていない方に関してはこういうことも発動できますけれども、やはり

生活の事情に応じて対応していきたいということでございます。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第52号 市道路線の認定について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の論地の27号、28号、29号、まずこれについては開発に伴う市道路線の認定というふうに先日説明があったんですけども、細かい部分についてよく分かりませんでしたので、そこについてまずお聞きしたいのと、それから開発面積についてもお答えください。

それから、28号及び29号の終点が、これ地図上で拡大してみたんですけども、隅切りがないんですよ。これがなくて問題ないのかなというところが不思議なので、そこについての御説明もお聞かせください。

それから、先ほど一体の開発かというところにも関わってくる質問なんですけれども、この27号、28号、29号、これは帰属の道路になるのかどうか、そこについても御説明いただきたいと思います。

それから最後に、都市計画法の第32条の協議について、ごみステーションとか緑地及び狭いところを広げるとか、あと回転スペースをつくる、そのような協議が必要になってくると思うんですけども、そのような協議されているのかということと、あと今回の開発ということであれば、27号と29号……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、こちらの議案の範疇で質疑をお願いいたします。

○13番（倉田利奈） いや、議案の範疇ですよ。これが正しくなければ市道路線の認定をしたら、私たちは違法行為を認めたことになりますので、そこを確認しないと私は協議できませんので、そこをきちんとお答えください。これ29号の終点と27号の終点、この間を広げるという、そういった協議とかはされてこなかったんでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 論地27号線、論地28号線、論地29号線は、道路の帰属を受けた道路となっております。

○議長（杉浦康憲） 答弁は以上ですか。開発については県の許可になると思いますので、市の範疇ではないと考えております。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 1回問題を整理していただきたいと思うんですけども、開発行為で道路がどの位置につけられるだとか、バチがどうのこうのというのは、それは一定のルールはあり

ますけれども、開発事業者というのはきちんとその土地利用を踏まえて、道路をどう通したほうがいいのかということを協議してまいりますので、個別の案件でどこに道路を造ったほうがいいとかというのは、それはある程度はバチだとか、それから取付けの道路の中間点に道路があったほうがいいのか、そういう意見は申し上げますけれども、こちらにインセンティブはないので、道路上は別に視距だとかそれから勾配だとか、そういうものがきちんと規定の中に合っておれば、全然それは、先ほど何かバチがないから道路認定ができないというような発言がありましたけれども、全く問題ありませんので。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 確かに開発の最終的な許可は県です。県ですが、市を通して許可を県の出すんですよね。それに伴う今回の市道路線の認定ということなんで、私、これは非常に法令上問題があるのではないかとってお聞きしております。問題があるのであれば、これ市道路線として議員として認定するというのが、もしかしたら違法行為に伴うことで、市道路を私たちが認定するとなると、非常にこれ問題があるから聞いているのであって。先ほど帰属ですって言われたんですけども、帰属ということであれば、先ほど最初の1問目、これ都市計画グループだと思いますよ、開発の許可とか関わっていると思いますので、申請書を出してもらって見ているわけですので、きちんとお答えいただきたいと思います。

これ一体の開発かどうか。帰属ということは開発許可を取った。寄附じゃないですからね。開発行為に伴う道路ですので、それについて一体の開発かどうかというところ。それについてと、あと平米数ぐらい答えられると思うんですけども、これは平米数によって道路幅が適正かどうかもありますので、それについてきちんと我々審議しないと問題になりますよ。議員の皆さんもそこを理解していただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） すみません、倉田議員、反問権を少しよろしいでしょうか。今、問題があるって、法的についておっしゃいましたけれども、じゃ27号から29号までに対して、それぞれどこにどういうふうに法的に問題があるのか。今、法的についておっしゃいましたよね。そこを教えてくださいませんか。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから法的に問題がないか聞きたいから、開発を一体化しているのか、開発の面積を確認したいということを言っているんで、そこをお答えください。

〔発言する者あり〕

○議長（杉浦康憲） 皆さん、静粛にお願いします。

○13番（倉田利奈） これ開発面積とか一体に行っていればそれはそれで、この開発行為自体がもし法的に問題があれば、市道路の認定なんて私たちはできませんから、そこをきちんとお答え

いただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員。倉田議員の質問の中で、倉田議員が法的に問題があると、だから質問されていると言われていましたので、先ほど副市長からも質問が出ましたが、どの法律に抵触しているのかということをお示してください。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 問題があるのではなくて、問題がある可能性があるといけないので聞いているんです。

○議長（杉浦康憲） 法的にです。だから法的に、法のどこに問題、疑いがあるかというのを具体的にお示してくださいと言っただけです。そうすればその法に基づいて答弁するということだと思いますので。

〔「だから都計法とかに……」と呼ぶ者あり〕

〔「都計法じゃなくて、何が、どこかって言ってくださいよ。あなたが」と呼ぶ者あり〕

〔「だから聞いているじゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） すみません、皆さん、発言はちゃんと手を挙げてから言ってください。

〔「議長、よろしいですか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） はい、いいです。

○13番（倉田利奈） ですから、私は法的に問題があるかないのかの判断をしたいので、一体の開発なのか、それから開発の面積についてお聞きしておりますので、そこをお答えください。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） すみません、今言った都計法の第何条なのか、その問題があると具体的に言っていたかないと、多分答弁しかねると思いますので。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） まず、今回市道認定をお願いするのは、都市計画法第29条に基づく開発行為、これは県が許可権者でございます。その完了を受けまして、高浜市が道路の帰属を受けましたので、それを認定道路として御認定いただくことを今議会で上程させてもらっていたいいるものですので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 倉田議員、いいですか。じゃ、今ちゃんと答えてくださいよ。開発行為がちゃんと下りている、それを帰属を受けて、我々は認定している。あなた、問題があるっておっしゃったですね。だから問題があるということを言ってくださいよ、ちゃんと。どの部分に問題があるか。

〔「県に」と呼ぶ者あり〕

○副市長（深谷直弘） じゃ、県に聞きますので、我々は。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） ぜひ県に聞いてください。

○議長（杉浦康憲） 副市長。

○副市長（深谷直弘） だから細かく何があるって言ってください。

○議長（杉浦康憲） じゃ、それについてお答えください。

○13番（倉田利奈） だから問題があるかないかを判断したいから、そのことを聞いているんです。

〔「じゃ……いいじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） すみません、皆さん、静かにしてください。倉田議員は法的に問題があると言われたんでお答えを言われたと思います。

〔「じゃ、そう伝えるでいいよ、県に。問題があると言っておいて」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終了いたします。

本議案については、議案付託表のとおり、総務建設委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第54号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について、総括質疑を行います。

通告はありませんでしたので、終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第6 議案第55号 工事請負契約の変更について、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

2番、荒川義孝議員。

○2番（荒川義孝） それでは議案第55号について、総括質疑をさせていただきます。

まず2点ほどお聞きします。給食室解体取りやめによる契約金額の減額ということになっておりますが、こちら適正な積算がされているのか確認をさせていただきたいのと、内訳のほうもよろしく願います。

それともう一点ですが、高取小学校と高取児童クラブ、工事も含めて今後管理区分というのはどうなっていくのか、そのあたりも教えてください。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 今回の減額変更につきましては、当初の設計に基づいて適正に変更額を積算しております。

内訳でございますが、建築工事の取りやめ分として約726万円、電気工事の取りやめ分として

約22万円、付帯工事の取りやめ分として約55万円、共通費と諸経費の取りやめ分として約341万円となっております。

それから、学校と児童クラブの管理区分という御質問がございましたが、もともとこの校舎と現在の給食室、今後児童クラブ室になってまいります、こちらは構造上別々の建物となっておりますが、エキスパンションジョイント部分で結合されております。こちらに内壁を設けることで、それぞれ区分して管理してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2点伺います。

1つ目が対象の給食棟なんですが、築何年経過しているのか。

あともう一つ、以前の計画ではこの給食棟を解体して駐車場にされる予定になっていたかと思うんですが、この解体工事の取りやめによってこの部分、駐車場をどこかに造る予定とかはあるのかどうか、この2点お願いします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 旧給食棟になりますが、こちらは令和6年3月の時点で建築後49年を経過しております。

それから、別の駐車場を用意する予定はあるかということでございますが、高取小学校の学校敷地の東側の駐車場と西側の駐車場が現在ございます。こちらを今後有効活用させていただくとして、新たに別の場所に駐車場を設けるということは予定しておりません。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第56号から議案第58号までを一括議題とし、総括質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） それでは、この議案第56号から第58号までは、中身は置いておいても、財産の取得について追認という形での今回議案上程となっております。

それで質疑のほうですけれども、まずこの追認議案となるまでの経緯、これを改めてお聞かせいただきたいということと、それから追認に関しての法的根拠、そしてまたその効果、これはどのようにっていくのかということ。

それからもう一点、現在の契約の有効性、これはどうなっているのかということ、この3点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まず議案を上程するまでの経緯ということでございますが、今年7月の月上旬に他自治体から私ども学校経営グループのほうに、教師用教科書及び指導書の購入についての議決の有無について照会がありました。これを受けまして、直近10年間の契約を確認したところ、取得予定価格が2,000万円を超えている事案が3件あることを確認いたしました。

教師用教科書及び指導書の購入については、単価契約としている自治体が多く、契約時の総額が確定できないことから、議決は不要ではないかとの見解を示す自治体もあり、判断が分かれるところであると思います。しかし、県外の自治体の同様の事案に関する対応を確認したり、庁内で議論を重ねたりする中で、議会の議決を経る必要があるとの判断に至りまして、直近のこの9月定例会に議案を提出させていただいた次第でございます。

それから、追認の法的根拠と効果はどうなっているかという御質問です。地方自治法に明文で規定されているわけではございませんが、多くの判例では議会の議決を経ずに行った案件であっても、これを追認的に議決することにより治癒されるとの見解が一般的でございます。今回追認議案を上程させていただきましたのは、法律関係を安定させるという意味でございます。

それから、現在の契約の有効性はどうなのかという御質問がございました。議決を経ない契約の効力につきまして、地方自治法上の明文の規定は、こちらもございます。行政実例などによりますと、議会の議決が必要とされる契約で議決を経ることなく締結した契約は違法であり、無効なものとする見解もございますが、多くの判例では、議会の議決を経ずに行った案件であっても、これを追認的に議決いただくことにより治癒されるとの見解が一般的で、追認により契約時に遡って有効となるものと扱われております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） 他市からの問合せ、あるいは他市の対応、そういったものを踏まえた中で庁内での議論を経て、それで今回この議案の上程に至ったという理解でいいと思うんですけども、決して行政手続上瑕疵があったということではなくて、今まで通常の形でやってきたものを見直した結果、こういう形で議決を取っておいたほうがいいという判断をしたという理解でよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 北川議員がおっしゃるとおりです。議決を経るものとしましては、予定価格2,000万円以上の不動産または動産ということで、今回動産に当たるというふうに認識しておりますが、予定価格というのが、先ほど申しましたとおり単価契約であることから総額が確定できないということで、こちらのほうはそもそも契約時に総額が見込めないということもございまして、議会のほうに上程はしておりませんでしたが、あくまで指導書の単価や、あと来年

度の教員の予定数など概算額は積算できると判断いたしまして、最終的に庁内で議論を重ねた結果、議会の議決を経ておく必要があるんであろうということで提案をさせていただいております。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、福祉文教委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第8 議案第60号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第8回）についての総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、ページ数及び款、項、目、節をお示しいただくようお願いいたします。

歳入歳出を分けて質疑を行います。初めに、歳入について質疑を行います。

通告がありましたので、発言を許します。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では補正予算書の歳入のほうで、54ページ、55ページ、まず18款1項1目の公共施設等の整備基金繰入金、こちらについて先日の説明では五反田グラウンドのLED化で40万円の基金の繰入れと、それから港小学校長寿命化改良工事積算資料修正業務委託料、これについて110万円の繰入れという御説明があったかと思います。これ両方、基金をなぜ繰り入れることになったのかについて御説明いただきたいと思います。わざわざ基金を崩しているわけですので、それについての御説明、それから金額も何で40万円と110万円になっているのかについても御説明いただきたいと思います。

それからページ変わりまして、21款1項2目、老人憩の家解体事業840万円、それから全世代楽習館の解体事業3,310万円、この2つなんですけれども、今回市債ということで、840万円と3,310万円をお借りするんですよね。いわゆる借金なんですよね。これ、例えば農業センターとかは解体しないで、あれは今休館っておっしゃっているんですけれども、どう見ても使えない状況なんですけれども、これはなぜ借金で市債を打ってまで今取り壊さないといけないのかというところなんです。例えばこの間にも言われている6年、7年、8年は財調も10億を切っているということで非常に厳しい状況なんですけれども、ここでなぜわざわざ市債を打って事業を行わなければいけないのか。まずそれについてそれぞれの施設についてお答えいただきたいと思います。

それから、同ページの21款1項4目の小学校施設の改修事業、それからスポーツ施設の改修事業、これにおきましても今回市債でということなので、こちらの理由についても細かく教えていただけたらと思います。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） まず、公共施設整備基金の繰入れについてでございます。こちらにつきましては、港小学校長寿命化改良工事の積算資料修正業務委託料の財源、または五反田第2グラ

ンド照明のＬＥＤ化工事の財源として繰り入れるとしたところでございますけれども、この工事の財源として公共施設推進プランに掲げているところでありますが、推進に当たっての財源として繰り入れることとしたところでございます。

この金額につきましては、整備基金のほか市債をそれぞれ充てるというところでございます。また、その市債の充当率も勘案しながら、残額については基金のほうで財源を措置するとしたところでございます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） あと21款の市債ですが、なぜ借金をするかということなんですが、端的に言えば、財政の平準化のためでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、21款1項4目についての答弁がございませんでしたので、お願いいたします。

それから、今平準化っておっしゃったんですけれども、平準化するために私はあえて何でまたここで解体を、この厳しいときにしなきゃいけないのかなというのがよく分からなかったので、その御説明もお願いしたいということと、あと公共施設の推進プランによって、多分これは充当率……

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、こちらについては歳入の市債についてですので、事業については、倉田議員は福祉文教委員会ですので、そちらでしていただければと思います。市債についての質疑をお願いいたします。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） だから、あえてここで市債を打ったことについてもお聞かせいただきたいので、御説明お願いしたいと思います。

それから、公共施設推進プランについて、先ほど充当率のいろいろ説明があったんですけれども、多分市債が打てる充当率をいっぱいいっぱい借りて、その残りを多分基金にしたのかなと思うんですけれども、そうすると、そこであえて基金を取り崩すというのが、基金を取り崩すというところのルール決めというのが何かあまりないような気もして、だから今回基金を取り崩したというのがよく分からないので、何か理由があればお聞かせいただきたいのと、あと何かそういう基準とかもあれば教えてください。

○議長（杉浦康憲） 歳入ですので、議案の範囲内で答えていただければと思います。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） なぜその起債をということなんですけれども、さっきも言いましたように、財政の平準化のためでございます。

あと基準というところですが、当然基金を取り崩すに当たりましては、公共施設推進プランに

掲げている事業については基金を取り崩していくというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

次に、歳出についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。

11番、鈴木勝彦議員。

○11番（鈴木勝彦） お願いします。2款1項11目の財産管理費の中の主要新規事業の中の庁舎管理事業、防犯カメラ設置工事費について御質問させていただきます。

これは当然、過日7月16日に発生した放火事件といいますか事故といいますか、これに伴って、事故発生時の詳細な状況を確認するすべがない状況にあるということで、庁舎内に防犯カメラを4台設置するというところでありますけれども、このことについて使用規約でありますとか基準であるとか、そういったものを設置する必要があるのかなと思いますけれども、今このことについて検討されているなら教えていただきたいということと、これを使って警察との連携も重要になってくるかと思いますが、警察との連携についてもお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 過日7月16日に発生いたしました事件を受けまして、警察の要請もありまして、犯罪等の事件や事故があった場合に客観的に記録する手法が必要であるというところ、また、庁舎内の安全を確保する、職員や来庁者の方の安全を守るところで設置する今回の防犯カメラなんですけれども、こちら運用規程につきましては、概要を定めた規則という、防犯カメラについての規則というのが一応市にはあるんですけれども、今回さらにまた内部の状態を撮るところで、さらに運用の詳細を定めるべく要綱の制定を行う予定でございます。

おおむねの内容といたしましては、設置する場所ですとか撮影する範囲などを規定したりですとか、設置しているよという事実をホームページで公表したりとか、データの消去期間を定めたり、利用を制限するということですか、そういったことを定める予定でございます。ただ、議決がされておきませんので、まだ定めてはおりませんがそういう予定でございます。

警察との連携ということをお質問されておきましては、画像のデータというのはやはり慎重に取り扱うべきかなというところで、日常的に警察とやり取りする、外部に提供するということは考えてはおりません。ただ、事が発生したときですとか、警察のほうからやはり捜査上の必要があるということなどで公文書による照会を受けたとき、また今回のような緊急事態が発生したようなときなどは提供するというのを考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 11番、鈴木勝彦議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。防犯カメラの利用がないほうが本当はいいわけ

ですけれども、もし何かあったときには連携を取りながら処置を取っていただきたいと思います。

それと、工事内容ですけれども、10月の半ばに入札、契約ということで、2月いっぱい設置工事を行うということでもありますけれども、来庁者もお見えですし、そういう方の安全確保も大事かなと思いますけれども、この工事の内容はいつ、平日にやるのか閉庁時にやるのか、その工事内容を教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 詳細な工事内容を詰めているわけではないですけれども、平日の時間内に工事を行うことは非常に困難ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 補正予算書61ページ、3款1項6目で、2つの事業について伺います。

まず1、老人憩の家等管理運営事業につきまして、3つ確認をさせてください。

1つ目に、今回の対象である高浜南部老人憩の家、これはいつ建設されたのか。2つ目に使用されなくなるまでの利用者の推移、そして3つ目が地元のいきいきクラブが解散され使用されなくなり、今回解体となったとのことですが、もしまた今後同じようなクラブをつくって同様の施設を利用したいとの要望があった場合どのように対応されていくのか、この3つをお願いしたい。

次に、3番の元気高齢者応援事業につきましては、使用しなくなった全世代楽習館、これを解体して今後どのように有効活用をしていこうとお考えかお願いします。

補正予算書63ページ、3款3項2目、2、中国残留邦人支援事業につきましては、この配偶者支援金ですが、これは何世帯が対象となっているのか、これについてお願いします。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） 補正予算書61ページの高浜南部老人憩の家につきまして、こちらは田戸町にある老人憩の家になりますが、昭和49年に洲崎公園の横に建築された老人憩の家となります。令和4年度末で憩の家の利用を中止しておりますので、令和4年度までの3年間の1日当たりの利用者数の推移でお答えをさせていただきますと、令和2年度が1日当たり3.63人、令和3年度が3.51人、令和4年度が2.95人と減少しておりました。

続きまして、今後同様の任意団体等が発足した場合等の居場所についての御質問だったと思います。公共施設総合管理計画のほうでは、宅老所や老人憩の家などの高齢福祉施設のほうは、複合化や機能移転等によって施設の総量圧縮を図る対象施設に位置づけられております。利用希望の方と調整をしながら耐震性のある近くの公共施設やまち協施設で活動していただく、このように考えておりますので、よろしくをお願いします。

続いて、全世代楽習館につきまして有効活用を図るという御質問だったと思います。機能の複

合化や廃止、移転などによって生じた未利用地につきましては、資産の有効活用を図ることも重要となってまいります。土地の有償貸付けをした勤労青少年ホームが跡地活用事例の土地活用モデルのプランとなっております。全世代楽習館の跡地につきましては、現段階では市として利用する計画がないことから、賃貸または売却する方向で検討しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 地域福祉グループ。

○地域福祉G主幹（角谷 権） 中国残留邦人支援事業の対象世帯数についてお答えいたします。
1世帯1名が対象となっております。

以上です。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） それでは、同じく3款1項6目、老人憩の家等管理運営事業、元気高齢者応援事業、全世代楽習館と老人憩の家と同じ質問になります。

まず南部老人の憩の家解体で、目標として借地を地主に返還するとされています。これ借地を返還すると、借地料の支払いが要らなくなるということなんですけれども、借地料というのは今まで幾らだったのかということ。

もう一つ、全世代楽習館のほうですが、これ本来委員会で聞いていただくことかもしれませんが、ここにいる議員の皆さんが思っていることだと思いますので、あえてお聞きしますけれども、事業費が3,682万8,000円、結構高額なのかなというふうに感じます。もちろん高額になるには高額の理由というのがあるとは思いますが、その高額になった理由というのをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 健康推進グループ。

○健康推進G（中川幸紀） まず高浜南部老人憩の家の借地料につきましては、今年度でまいりますと21万1,206円となります。

続きまして、全世代楽習館の解体工事の費用につきましてはの御質問でしたが、解体工事費につきましては、幾つかの要因が組み合わさって解体工事のコストが上昇しております。労働市場の状況等によって、解体工事を行う作業員の賃金が上昇を続けております。解体に必要な資材や機器の価格の上昇、解体工事で発生するコンクリートなどの廃棄物の処理費用の増加など、解体工事のコストが全体に上昇していることによるものとなっております。

加えまして、全世代楽習館の解体工事におきましては、解体現場の環境も影響しており、重機を留め置くための借地料や誘導警備員の配置なども必要となっております。また解体工事の実施設計では、受託した設計業者の積算のほか、別に3社の見積書も添付されておまして、それらと比較しても決して高過ぎる金額ではなく適切な予算計上であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、58ページの2款1項11目の庁舎管理事業、先ほどからお話のある防犯カメラの設置工事費なんですけれども、今要綱の制定がされるというお話がありました。これはいつ定めて公表されるのかについて教えてください。

それから先日の一般質問によると、今回の放火事件によって、防犯カメラの設置及びさすまた等の整備についても御答弁がありました。それについては特に予算のほうは上がっておりませんが、防犯カメラの設置費用だけということになるのかどうか。さすまたについてはどこで予算が上がっているのか、どのようにされているのか。

それから、私、以前いきいき広場のほうに防犯カメラが設置されるときに、なぜこちらの本庁舎のほうに防犯カメラが設置されないのかということで、発言をした記憶があるんですけれども、そのときに設置しておけばよかったんじゃないかと思うんですけれども、やはり私これ遅いと思うんですけれども、そのあたりのお考えについてもお聞かせください。

それから同じく58ページ、2款8項1目の基金運用事業について、公共施設等整備基金の積立金が329万7,000円、あえてここで積立金329万7,000円にした理由についてと、今回の補正予算が通った後の公共施設等整備基金の残高についても教えていただきたいと思います。

引き続き、62ページの8款3項1目の治水砂防事業、これについてなぜこの補正予算で上がってきたのか。それからどの場所でどのような工事がされるのか、また今後の工事のスケジュールについてもお聞かせいただきたいと思います。

それから、ページが変わりまして、64ページの12款1項1目と12款1項2目借入金元金償還事業と借入金利子償還事業、こちらの内容について詳細に教えてください。

○議長（杉浦康憲） 行政グループ。

○行政G（久世直子） 2款1項11目の庁舎管理事業につきまして、防犯カメラの設置工事費について要綱の制定をするという点につきまして、いつ行うのかということと公表の時期はいつなのかという御質問でございました。稼働日より事前公表することが望ましいかと思っておりますので、稼働前の12月から1月頃を予定しておるところでございます。

また、一般質問で防犯カメラだけではなくてさすまたも配備するけれども、それは補正予算がついていないのかというところがございますけれども、そちら一般質問でもお話ししたかと思うんですけれども、こちらは予備費で行っております。

また、いきいき広場の防犯カメラのときに一緒にやらなかったのかというところなんですけれども、まず建物が別であるというところ、工事が別になるというところで、そこまでの価格的なメリットがなかったというところと、いきいき広場と異なりまして、庁舎において深刻な状況が発生していなかったということもありまして、当時としては設置を行わないこととしておりまし

た。ただ、今回事件が発生し警察からも要請があったため、やむを得ず設置に踏み切ったというところでございます。

以上でございます。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） 続きまして、基金運用事業、2款8項1目の公共施設等整備基金の積立金でございます。このたび補正をする理由といたしましては、公共施設等整備基金を充当することといたしました、令和5年度でございますが、事業において令和5年度決算額の確定に伴い、その余剰分となった公共施設等整備基金をこのたび積み立てるものでございます。また、9月補正予算後の基金残高につきましては、約1億7,700万円を見込んでいるところでございます。

続きまして、12款1項の借入金の償還事業でございます。この内容につきましては、市債の利率の見直しなどに伴いまして、元金と利子を増額するというものでございます。その内訳としましては、まず国の財政融資資金からの借入れ分、こちらの利率の見直しが10年ごとの見直しというところでございますが、0.6%であったところを0.5%への利率の見直し、またこれのほか、当初予算において利率等を見込んでおりましたが、それが実際に借入れをしまして、利率が実際の借入れの利率に見直したというところ、このようなことから、このたび補正をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） 土木グループ。

○土木G（清水 健） 62ページ、63ページの8款3項1目河川費の負担金は、碧海町三丁目の神明児童遊園西の四軒家地区の急傾斜地崩壊対策事業に対しての負担金となっております。今年度、愛知県が測量業務を発注していただけるようになったため、市の負担金を計上いたすものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本年度に測量業務に入りまして、令和7年度に実施調査予備設計、令和8年度に詳細設計、令和9年度に補償借地等を行い、令和10年度から対策工事を実施する予定をしております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今の御答弁いただきまして、2款8項1目の公共施設等整備基金の積立金なんですが、余剰分として329万円ということなんですけれども、これは何か大きい一つの事業なのか、それから複数の細かい金額を合わせたらこの金額になったのか。もし大きい余剰分が出ているものがあれば、それについて教えていただきたい。

あと、12款1項2目の先ほどの借入金利子の償還事業について、114万1,000円ということで、今の説明でいくと、それにしてはちょっと金額が大きいなと思うものですから、これについまし

ても、どんな事業についての利率が見直されたのかということについて教えていただきたいのと、利率の見直しが今10年に1回というふうにおっしゃったんですけれども、それっていつ行われたのかということについてもお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 財務グループ。

○財務G（本多征樹） まず、2款8項1目公共施設等整備基金の補正のところでございますが、余剰分というところで答弁したところです。この理由としましては、幾つかの事業について整備基金を充当しておりましたところ、そのそれぞれにおいて余剰分があったというところから、合計として329万7,000円というものであります。

続いて、公債費の12款1項でございますけれども、利子が114万1,000円というところであります。これにつきましては当初予算のほうで借入れ利率を見込んでおりました。利率の見込みといたしましては、これまでの平均をもって見込んでいたところでございますが、実際の借入れにおいて、利率が見込みよりも大きく増えたというか大きくなったというところがありましたものですから、利子として114万1,000円の増額をさせていただくというものでございます。

以上です。

○議長（杉浦康憲） これをもって質疑を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第9 議案第61号から議案第65号までを一括議題とし、総括質疑を行います。通告はありませんでしたので、説明を終結いたします。

本議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第10 議案第53号及び認定第1号から認定第8号までを一括議題とし、総括質疑を行います。こちらも通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

○議長（杉浦康憲） 日程第11 決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第53号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、委員会条例第6条の規定により、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第36条第1項の規定により、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第53号及び認定第1号から認定第8号までにつきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、議長より御指名を申し上げます。決算特別委員会委員に、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山啓議員、今原ゆかり議員、福岡里香議員、岡田公作議員、長谷川広昌議員、北川広人議員、鈴木勝彦議員、柴口征寛議員、倉田利奈議員、黒川美克議員、以上12名を指名いたします。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会、常任委員会の開催のため、会議規則第9条第2項の規定により、9月14日から10月2日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、9月14日から10月2日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、10月3日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時4分散会
